

平成29年2月14日

〒541-0047

大阪府中央区淡路町三丁目5番13号 創建御堂筋ビル7F

株式会社アチーゴ 御中

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075

名古屋市千種区内山3丁目28-2

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

TEL: 052-734-8107

FAX: 052-734-8108

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人の平成28年11月24日付申入書(以下「申入書」といいます。)に対し、
貴社より平成28年12月22日付申入書に対する回答書をもって、申入書通りす
べて削除変更する旨ご回答いただきありがとうございますございました。

その後、貴社がWebサイト上で提供するワントレード利用規約が、第12条3
項柱書を除き、回答書のとおり変更されていることを確認いたしました。

また、貴社におかれましては、FXマスターサービス及びワントレードサービ
スとサービス内容を同じくするデイトレードマスターサービスを運営し、同サービ
ス利用規約はWebサイト上で確認することができますが、当該利用規約について
も、申入書を踏まえて概ね変更されているものの、第12条3項柱書については、ワ
ントレード利用規約と同様に変更されておりません。

つきましては、ワントレード利用規約及びデイトレードマスター利用規約の各第
12条3項柱書についても、次のように変更等していただきますよう改めて申入れ
ます。

【現条項】

第12条(自己責任の原則及び免責事項)

3. 弊社は、次に掲げる事項のいずれかにより生じる会員の損害については、

その責を負わない。

上記条項を、次のように変更してください。

第12条（自己責任の原則及び免責事項）

3. 弊社は、次に掲げる事項のいずれかにより生じる会員の損害について、弊社に故意又は過失が認められない場合は、その責を負わない。

なお、貴社において、FXマスターサービス、ワントレードサービス及びデイトレードマスターサービスとサービス内容を同じくするサービスを他にも運営されているようでしたら、同サービス名や、同サービス利用規約についても同様に変更等されていることについて、ご教示いただきますようお願い申し上げます。

以上